

滋賀県地域防災計画 修正案の概要 (風水害対策編・震災対策編・事故災害対策編)

趣旨

県地域防災計画について、災害対策基本法、防災基本計画等の改正や、県で具体的に進めてきた取組を反映した修正を行う。

主な修正項目(予定)

1 災害対策基本法改正(H26.11)、防災基本計画修正(H26.11)の反映

大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれがあるため、緊急時の災害応急措置として以下の対応が災害対策基本法に位置付けられた。

○災害時における立ち往生車両や放置車両の移動等(第76条の6)

- ・車両等の占有者等への移動命令について
道路管理者は、災害発生時に立ち往生車両や放置車両により、車両等が緊急通行車両の通行を妨害し、災害応急対策に著しい支障が生じる場合は、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令ができる。
- ・道路管理者自ら行う車両の移動
道路管理者は、車両等の占有者等への移動命令に対して、命令に従わない場合や、車両故障により移動ができない場合、また命令の相手方が現場にいない等の場合は自ら車両等の移動ができる。
- ・車両の移動等のために必要な土地の一時使用等について
道路管理者は、上記の措置をとるために、やむを得ないときは、他人の土地を一時使用することができる。

○その他

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し必要な措置を行うよう要請が可能(第76条の4)
- ・国土交通大臣は、都道府県または市町村に対し、必要な指示が可能(第76条の7)
- ・都道府県知事は、市町村に対し、必要な指示が可能(第76条の7)

以上の災害対策基本法改正等を受けて、滋賀県地域防災計画(風水害対策編・震災対策編・事故災害対策編)において、車両の移動命令や車両の移動等を記載した。

2 土砂災害防止法改正の反映(H26.10)

- 基礎調査の結果の公表(第4条第2項)
- 避難場所および避難経路に関する事項、避難訓練の実施、土砂災害警戒区域における社会福祉施設、学校、医療施設などの名称・所在地について市町地域防災計画への明記(第8条)
- 土砂災害警戒情報の市町への通知および一般への周知(第27条)
- 避難勧告等の解除について知事等の助言(第32条)

3 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改定の反映

- 市町が避難計画を同ガイドラインに基づき作成
- 避難勧告等の助言を求める窓口の明確化

4 災害医療体制の見直し

- 被災者の心理的影響に対する支援(こころのケアチームの派遣)

5 県の取組の反映

- 第4次地震防災緊急事業五箇年計画(H23~H27)の見直し
- 新たに締結した災害時応援協定等の追加
- 指定地方公共機関の追加(一般社団法人滋賀県建設業協会)

新たに締結した災害時応援協定等(平成26年3月28日~平成27年3月13日)

	相手方	協定名称
1	(公社) 滋賀県建築士会	災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書
2	(一社) 日本下水道施設業協会	自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定書
3	(公社) 土木学会関西支部	災害時における調査等の相互協力に関する協定
4	(独法) 住宅金融支援機構	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書
5	滋賀弁護士会	大規模災害発生時における法律相談の実施に関する協定書
6	富山県、石川県、福井県、長野県 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書